

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人八百津町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として第4条に定める報酬を支給するものとする。ただし、次の各号に該当する役員等に対しては、報酬を支給しない。

- (1) この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事
 - (2) 公的機関等から報酬または給与を受けている役員等
- 2 前項の規定にかかわらず、公的機関等から報酬または給与を受けている役員等が、次に該当する日に職務を行った場合は、報酬を支給する。
- (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 国民の祝日
 - (3) 年末年始（12月29日から1月3日）

(報酬の額)

第4条 役員等が、理事会及び評議員会に出席したとき又は、会長の命により職務を行ったときは、報酬として日額2,000円を支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むことができる。

- 2 報酬の支給時期は、4月から始まる一年分をまとめて翌年3月の評議員会開催の日から3月31日までの間に支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が、会長の命により出張する場合は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 役員等が、職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。